

令和 5 年度外国人介護職員キャリアアップ支援事業業務委託に係る仕様書

1 業務名

令和 5 年度外国人介護職員キャリアアップ支援事業業務委託

2 目的

- ・高齢化の進行に伴う介護需要の高まる中、県内の外国人介護職員は年々増加している。平成 29 年以降、技能実習制度等新たな在留資格が創設されたことにより、令和 4 年 10 月現在、886 人と過去最高を記録した。
- ・現在、外国人介護職員を雇用していない事業所の約 5 割が、雇用に向きであることから、事業所の雇用への不安を解消し、受入れ体制を整備することが重要である。
- ・一方、技能実習生を受入れている事業所に対する調査（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「介護分野における技能実習生等の活用状況に関する調査」）では、3 割強の事業所が技能実習 2 号から技能実習 3 号、また、5 割強の事業所が特定技能に移行し、引き続き介護の仕事に従事してほしいと回答しており、また、現在、政府においても、外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築が検討されているところである。
- ・今後も必要な人材を確保していくためには、在留資格を技能実習から特定技能、更には、介護に移行し、長く勤めてもらうことが必要である。
- ・そこで、外国人介護職員を雇用していない事業所の不安を解消することによる雇用事業所の拡大と、外国人介護職員が専門性を身につけ、介護職員として長く活躍できるよう、事業所が取り入れていくことが望ましい環境整備や支援内容等について啓発を行うことをもって、外国人介護職員の就業・定着を促進する。

3 業務期間

契約の日から令和 6 年 3 月 19 日（火）まで

4 業務内容

受託者は業務期間内に以下の業務を行うものとする。

(1) セミナーの企画及び運営

外国人介護職員の雇用に関心のある県内介護事業所の経営者・管理者等を対象に、外国人介護職員に関する情報提供を目的としたセミナーを開催する。

対象	①外国人介護職員の雇用に関心のある県内の介護事業所の経営者・管理者等 ②既に雇用している外国人職員をキャリアアップをさせたいと考えている事業所の経営者・管理者等
----	-------------------------------------------------------------------------------------

回数等	各3回以上（東部・中部・西部）、各回30人以上
会場等	県内各地から参加者が参加しやすい日時・会場等を提案すること。 ※オンライン開催も可とする。
内容等	①対象事業所が外国人介護職員の雇用への具体的な行動に結びつけられるようなテーマ・講師等を提案すること。 ②対象事業所が、雇用している外国人介護職員のキャリアアップ支援への具体的な行動に結びつけられるようなテーマ・講師等を提案すること。
募集・受付	・効果的な周知・参加者確保の方法について提案すること。 ・対象事業所に対して、セミナー開催の案内・参加者募集を行い、参加申込の受付・取りまとめを行うこと。
効果測定	参加者の理解度や満足度等についてアンケート調査を行う等、セミナーの成果を把握すること。

(2) 個別訪問の企画及び実施

(1)のセミナーで紹介した、外国人介護職員の受入れや外国人介護職員のキャリアアップを実現するための、望ましい環境整備や支援内容等について、セミナー受講者が自らの法人等に導入する、又は、検討するにあたってのサポートを行う。

ア 外国人介護職員の雇用を予定してる事業所向け

対象	①外国人介護職員の雇用を予定している事業所の人事担当者等 ②外国人介護職員の雇用を予定している事業所の職員
方法	①個別相談 ②個別講座（共に訪問又はオンライン）
回数等	個別相談、個別講座を合わせて25回程度 ただし、1事業所あたり原則1回とする。
アドバイザー・講師	次の専門家を提案すること。 ・外国の文化・習慣等の知識及び介護事業所における就業の実情等に関する知識を有し、事業所が抱える課題や不安に対し、具体的な助言等を行うことができる専門家
内容	①個別相談 外国人介護職員の雇用にあたっての不安や課題等の相談に対応すること。 ②個別講座 外国人介護職員を受け入れ予定の事業所の職員を対象に、受け入れにあたっての心構えや考え方等の講座を実施すること。
募集・受付	県内各地からの相談及び講座の申込を受け付け、事業所の相談内容や要望等に応じ、適切なアドバイザー又は講師を派遣すること。

記録等	個別相談 介護事業所ごとに具体的な相談内容・助言内容を記録した相談援助記録票及び相談援助記録一覧表を作成すること。 個別講座 講座を実施した介護事業所の人事担当者や講座参加者の感想等を取りまとめること。
効果測定	個別相談利用者又は個別講座参加者の理解度や満足度等について、アンケート調査を行う等、個別相談や個別講座の成果を把握すること。

イ 外国人介護職員を雇用している事業所向け

対象	就業後2年目以降の外国人介護職員（技能実習、特定技能に限る）を雇用しており、長く勤めてもらうためにキャリアアップを支援したいと考えている事業所の人事担当者等
方法	個別相談（訪問又はオンライン）
回数等	個別相談 35 回程度 ただし、1 事業所あたり原則 1 回とする。
アドバイザー	次の専門家を提案すること。 ・技能実習、特定技能等介護に係る在留資格制度に関する知識を有し、技能実習生等の在留資格の執行など事業所が抱える課題に対し、具体的な助言等を行うことができる専門家 ・外国人介護職員（技能実習、特定技能に限る）の育成等に関する知識を有し、介護職としてのキャリア形成の支援に関し、具体的な助言等を行うことができる専門家
内容	技能実習生等外国人介護職員を育成する上での課題やキャリア形成支援等の相談に対応すること。
募集・受付	県内各地からの相談及び講座の申込を受け付け、事業所の相談内容や要望等に応じ、適切なアドバイザーを派遣すること。
記録等	介護事業所ごとに具体的な相談内容・助言内容を記録した相談援助記録票及び相談援助記録一覧表を作成すること。
効果測定	個別相談利用者の理解度や満足度等について、アンケート調査を行う等、個別相談の成果を把握すること。

(3) 広報

ア 外国人介護職員の新規雇用に関心のある介護事業所の関心をより惹くような広報内容を提案及び実施すること。

イ 外国人介護職員のキャリア形成支援等に関心のある介護事業所の関心をより惹くような広報内容を提案及び実施すること。

ウ なお、より多くの参加者を確保するため、ア、イそれぞれの広報におい

て、県が行う広報（県内介護事業所一斉メール、各市町広報依頼、各関係団体広報依頼）以外で、効果的な広報手段及び広報活動を提案及び実施すること。

(4) その他

- ・講師、アドバイザー、会場等関係者との連絡調整等、その他事業実施に必要な付随業務を行うこと。
- ・事業の実施に当たっては、介護事業所に求められる基本的な感染対策を講ずること。

5 権利の帰属

成果品の著作権は、県に帰属するものとする。

6 その他

- (1) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。